

横浜市工事請負契約に係る予定価格、 調査基準価格及び最低制限価格の公表要綱

制 定 平成16年4月1日

一部改正 平成27年4月1日

(趣旨)

第1条 この要綱は、横浜市が発注する工事又は製造（物品の製造を除く。）の請負契約（以下「工事請負契約」という。）に係る価格の情報を探ろうとする不正な動きの防止、不正な入札の抑止など、入札・契約制度の透明性・公正性の向上を図るため、予定価格、調査基準価格及び最低制限価格（以下「予定価格等」という。）の公表の実施について必要な事項を定めるものとする。

(対象契約)

第2条 予定価格等の公表の対象とする契約は、原則として、全ての競争入札に付する工事請負契約とする。

(予定価格を公表する時期及び金額)

第3条 予定価格は入札執行後の公表（以下「事後公表」という。）とする。

2 前項の規定に関わらず、予定価格を入札執行前の公表（以下「事前公表」という。）とする工種（横浜市工事請負に関する競争入札取扱要綱第2条第4号により別表1に定める工種をいう。以下同じ。）及び予定価格は、次のとおりとする。

- (1) ほ装、造園、電気、管の工種 5千万円未満
- (2) 前号に掲げるもの以外の工種 1億円未満

3 公表する予定価格は、横浜市契約規則（昭和39年3月横浜市規則第59号。以下「契約規則」という。）（水道事業管理者の権限に属する契約にあつては「横浜市水道局契約規程（平成20年3月水道局規程第7号）第2条の規定により読み替えて準用する横浜市契約規則」と、交通事業管理者の権限に属する契約にあつては「横浜市交通局契約規程（平成20年3月交通局規程第11号）第2条の規定により読み替えて準用する横浜市契約規則」と読み替えるものとする。以下同じ。）第13条の規定により定めた価格から、消費税及び地方消費税相当額を除いた金額とする。

(調査基準価格を公表する時期及び金額)

第4条 調査基準価格は事後公表とし、公表する調査基準価格は、契約規則第13条の2の規定により定めた価格から、消費税及び地方消費税相当額を除いた金額とする。

(最低制限価格を公表する時期及び金額)

第5条 最低制限価格は事後公表とし、公表する最低制限価格は、契約規則第13条の3の規定により定めた価格から、消費税及び地方消費税相当額を除いた金額とする。

(公表の方法)

第6条 予定価格等の公表は、次の方法により行うものとする。

- (1) 事前公表とする場合は、一般競争入札（政府調達協定対象工事）においては入札公告文及び入札説明書に、一般競争入札（条件付）においては入札公告文に、指名競争入札においては指名通知書に記載する。
- (2) 事後公表とする場合は、一般競争入札（政府調達協定対象工事）においては入札結果公告文に、一

般競争入札（条件付）及び指名競争入札においては入札てんまつに記載する。

- 2 一般競争入札（政府調達協定対象工事）において、前項第1号によりがたい場合には、一般競争入札参加資格確認結果通知書に予定価格を記載することにより事前公表をすることができる。

（委任）

第7条 この要綱に定めるもののほか、予定価格等の公表を実施するにあたり必要となる事項については、財政局長が別に定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、平成16年4月1日から施行する。
（横浜市工事請負契約に係る競争入札における予定価格の事前公表試行要綱の廃止）
- 2 横浜市工事請負契約に係る競争入札における予定価格の事前公表試行要綱（平成15年4月1日制定）は、廃止する。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、平成20年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。
（経過措置）
- 2 交通事業管理者の権限に属する契約にあつては、第3条第2項及び第3項の規定は、施行日以後に公告又は指名通知等を行う工事請負契約について適用し、同日前に公告又は指名通知等を行った工事請負契約については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年5月1日から施行する。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、平成24年4月1日から施行する。
（横浜市工事請負契約に係る競争入札における予定価格の事後公表試行要綱の廃止）
- 2 横浜市工事請負契約に係る競争入札における予定価格の事後公表試行要綱（平成20年11月28日制定）は、廃止する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。